

桶川市通級による指導実施要綱

桶川市教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条及び141条の規定に基づき、桶川市が設置する小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒に対して、通級による指導を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(通級指導校の通知等)

第2条 校長は、児童又は生徒に通級による指導を受けさせる必要があるときは、桶川市教育委員会に対し、その旨を届け出るものとする。

2 桶川市教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒（就学予定者のうち、通級による指導を受けさせることが必要なものを含む。）について、桶川市が設置する小学校又は中学校において通級による指導を受けさせることが適当と認めるときは、当該児童又は生徒の氏名及び通級による指導を受けさせる学校（以下「通級指導校」という。）を、当該児童又は生徒が在籍する学校（以下「在籍校」という。）の校長に通知するものとする。

3 桶川市教育委員会は、第1項の通知を受けた児童又は生徒（就学予定者のうち、通級による指導を受けさせることが必要なものを含む。）について、他の市町村が設置する小学校又は中学校において通級による指導を受けさせることが適当と認めるときは、あらかじめ埼玉県教育委員会及び当該地の市町村教育委員会（以下「他市町村教育委員会」という。）と協議した上で、当該指導又は生徒の氏名及び通級指導を、当該児童又は生徒の在籍校の校長に通知するものとする。

4 桶川市教育委員会は、第1項の通知を受けた児童又は生徒（就学予定者のうち、通級による指導を受けさせることが必要なものを含む。）について、埼玉県立特別支援学校において通級による指導を受けさせることが適当と認めるときは、あらかじめ埼玉県教育委員会と協議した上で、当該児童又は生徒の氏名及び通級指導校を、当該児童又は生徒の在籍校の校長に通知するものとする。

5 第2項及び第3項、第4項の通知に当たっては、桶川市教育委員会は、あらかじめ桶川市就学支援委員会等の意見を聴取するものとする。

6 桶川市教育委員会は、第2項の通知と同時に、通級指導校の校長に対し、当該児童又は生徒の氏名及び在籍校を通知するものとする。

7 桶川市教育委員会は、第3項の通知と同時に、他市町村教育委員会に対し、当該児童又は生徒の氏名及び在籍校を通知するものとする。

8 桶川市教育委員会は、第4項の通知と同時に、埼玉県教育委員会に対し、当該児童又は生徒の氏名及び在籍校を通知するものとする。

(特別の教育課程の編成等)

第3条 在籍校及び通級指導校の校長は、前条第2項及び第6項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒に係る教育課程の編成について協議するものとする。

- 2 通級指導校の校長は、前項の協議を終了したときは、当該児童又は生徒に係る当該学校における指導内容及び指導時間を、在籍校の校長に通知するものとする。
- 3 桶川市教育委員会は、前条第3項及び第7項の通知を行ったときは、在籍校の校長の意見を聴いた上で、当該児童又は生徒に係る教育課程の編成について他市町村教育委員会と協議を行うものとする。
- 4 桶川市教育委員会は、前条第4項及び第8項の通知を行ったときは、在籍校の校長の意見を聴いた上で、当該児童又は生徒に係る教育課程の編成について埼玉県教育委員会と協議を行うものとする。
- 5 桶川市教育委員会は、第3項及び第4項の協議を終了したときは、当該児童又は生徒に係る当該学校における指導内容及び指導時間を、在籍校の校長に通知するものとする。
- 6 在籍校の校長は、第2項及び第5項の通知を受けたときは、速やかに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、桶川市教育委員会に届け出るものとする。

(保護者への通知、埼玉県教育委員会への届け出)

第4条 桶川市教育委員会は、前条第6項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者に対し、通級指導校及び通級による指導を行う日時など必要な事項を通知する。

(通級による指導の終了)

- 第5条 在籍校の校長は、通級による指導を受けている児童又は生徒について、通級指導校の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がなくなったものと判断するときは、桶川市教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。
- 2 桶川市教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒について、通級による指導を受けさせる必要がないと認めるときは、埼玉県教育委員会、在籍校及び通級指導校の校長並びに当該児童又は生徒の保護者に対し、その旨を通知するものとする。
 - 3 前項の通知に当たっては、桶川市教育委員会は、あらかじめ桶川市就学支援委員会等の意見を聴取するものとする。

第6条 その他通級による指導を行う場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。